

平成28年度 ワークライフバランス推進強化月間の実施について(概要)

① 趣旨・目的

- ✓ ワークライフバランスの推進及び働き方改革は、育児・介護等時間制約のある職員のみならず、全ての職員が健康で生き生きと働き、成長し、その能力を最大限発揮することにより、政策の質や行政サービスを向上させるために不可欠
- ✓ このため、平成28年度においても、ワークライフバランス推進強化月間を実施する。各府省等は、昨年度の取組結果を踏まえて、創意工夫の上、「ゆう活」など働き方改革に具体的に取り組むことで、超過勤務を縮減し、職員・職場の意識変化を進める。

② 実施概要

- ・ 期 間:平成28年7月・8月
- ・ 実施対象:全府省等
- ・ 取組内容:全府省等共通取組事項に加えて、各府省等や各職場において実情に応じた独自の取組を実施

【共通取組事項】

- 大臣、事務次官等からの強力なメッセージの発信
 - ・大臣、事務次官等から内外に対するメッセージ発信、各フロア巡回 等
- 「ゆう活」と超過勤務縮減の徹底
 - ・20時以前の庁舎消灯励行
 - ・16時以降に会議時間を設定しない 等
- フレックスタイム制度・好事例の周知徹底
- テレワークの推進強化
- 休暇(年次休暇・夏季休暇)の一層の取得促進
 - ・夏季休暇・年次休暇を組み合わせ、1週間以上の連続休暇の取得を促進
 - ・家族の行事、記念日等に合わせた計画的な休暇取得を促進

【独自取組事項例】

- ワークライフバランス職場表彰等を参考にした取組の実施
 - ・会議の効率化
 - ・職場内表彰の実施 等
- 組織内コミュニケーションの強化、見える化
 - ・プライベートの予定も含めたスケジュールの共有
 - ・集中タイム(※)を導入し、周囲から見えるよう札等を掲示
 - ・夕方に時間を有効活用できる場や情報の提供 等
- 業務の優先順位の確認等による業務削減
 - ・不要・不急業務の見直し 等
- ペーパーレス化の推進
 - ・ペーパーレス会議の試行・実施(資料の簡素化・標準化)
 - ・不要な紙資料の廃棄等整理整頓 等

(※) 集中タイム:作業中話しかけられたり、電話を取り次いだりしないようにしてもらい、職員が集中できる時間帯(集中タイム)を確保することで、業務効率を向上するもの